

令和4年度 須賀川市認可保育所 (園)等のご案内

～ も く じ ～

- 保育所とは …… p. 2
 - ◎利用可能施設の選び方について
- 保育の必要性とは …… p. 2
- 認定と保育時間について …… p. 3
 - ◎保育時間の変更について
- 令和4年度（令和4年4月1日入所）保育所等利用申し込み手続きについて …… p. 3
 - ◎申込期間・申込先・必要書類について
 - ◎育休からの復職により入所を希望する場合について
 - ◎申し込みから決定までの流れについて
 - ◎市外の保育施設の利用（広域入所）を希望する場合について
- 年度途中の申し込みについて …… p. 7
- 保育料について …… p. 7
- 給食について …… p. 8
- 授業料・保育料などの無償化について …… p. 8
- 保育施設利用にあたってのお願い …… p. 9
 - ◎転出した場合の取り扱いについて
 - ◎家庭内保育のご協力について
- 問い合わせ先について …… p. 9
- 市内保育施設一覧 …… p. 10



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



須賀川市は、持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。

●保育所とは

保育所とは、保育の必要性がある乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

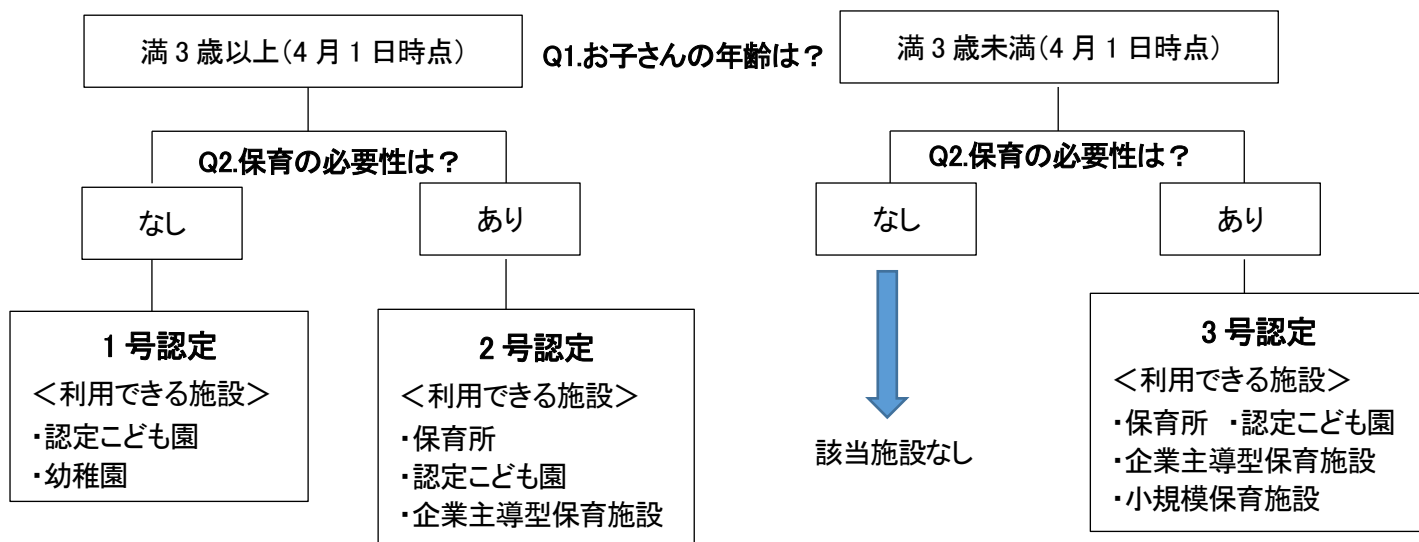
<保育所に入所できる児童>

①須賀川市に住民登録がある児童

②保育の必要性(※1)の認定を受けている児童

心身に障がいがある場合や発達に不安がある場合、食物アレルギーなどがある場合は、受け入れ態勢を考慮する必要がありますので、必ず申込時にお申し出ください。

<利用可能施設の選び方について> ※見学については、施設へ直接お問い合わせください。



●保育の必要性(※1)とは

保育所への入所を希望する場合、保護者が次のいずれかに該当していることが要件となります。また、保育の必要性により、保育の実施期間が異なります。

保育の必要性	保育の実施期間	必要となる書類
就労(育休含む)	雇用の定めによる ※ 最低就労時間が月48時間以上であること	就労証明書(発行から3ヶ月以内) ※育休の場合は終了予定期間が記載されているもの ※農業従事者は就労証明書のほか耕作証明書(市農業委員会発行)を添付してください。
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後2か月まで	母子手帳のコピー(表紙と予定日がわかるページ)
保護者の疾病等	疾病等が回復するまで	診断書(6か月以内)、障害者手帳等のコピー
介護・看護	介護・看護をしている病人が回復するまで	被介護者の診断書(6か月以内)、障害者手帳または介護保険被保険者証などのコピー
求職活動	2か月間	ハローワーク受付票のコピー
災害	災害の復旧に必要な期間	被災証明書、修繕期間がわかる見積書などのコピー
その他	その他の理由に応じて決定	その他の理由による (例)訓練受講決定通知書のコピー(職業訓練) 在学証明書(就学) など

※求職活動の場合、入所後2か月以内に就労し、就労証明書を提出できれば、保育の必要性が「就労」となり、継続して入所することが可能です。**就労とならない場合は退園となります。**

※すでに保育施設を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合は、育休中であっても保育施設の利用が可能です。ただし、育休中の方の新規や転園の申し込みについては、育休期間の短縮をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

●認定と保育時間について

保育の必要性の有無や年齢によって認定されます。受けた認定により利用できる施設や保育時間が異なります。

お子さんの満年齢(4月1日時点)	保育の必要性なし	保育の必要性あり
0～2歳		3号認定
3～5歳	1号認定	2号認定

2・3号認定の保育時間は、保護者の就労等の状況に応じて2つの区分に分かれます(勤務時間帯によって変更あり)。

区分	就労の目安(休憩時間含む)	保育施設の最大利用時間
保育標準時間	月120時間以上	11時間/日
保育短時間	月48時間以上120時間未満	8時間/日

◎就労時間が月48時間に満たない場合、「就労」を保育の必要性として申し込むことはできません。

◎利用時間を越えて施設を利用する延長保育については、各施設によって時間・料金が異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

<保育時間の変更について>

復職や就労など保育の必要性が変わる場合や、以下の項目に該当する場合は、支給認定変更届(第4号様式)が必要です。なお、**保育時間は当該月1日の状況で認定されますが、変更の手続きが前月20日までに行われないうちに、翌月以降も前月と同じ保育時間となります。**

復職 就労 仕事を辞めた 職場が変わった 家族構成が変わった 住所が変わった など

変更が生じる場合は、利用している保育施設またはこども課へ、支給認定変更届を早めに提出してください。

令和4年度(令和4年4月1日入所)保育所等利用申し込み手続きについて

【申込期間】 令和3年10月1日(金)～10月29日(金) ※土・日を除く

【申込先及び提出書類】

①新規・転園の場合(転園の場合、転園ができない場合でも以前の保育施設の継続利用は確約できません)

施設別申込先			
施設種別	年齢 (令和4年4月1日時点)	申込先	必要書類
白方こども園	4歳以上	各施設	①教育・保育給付認定申請書(1枚/人) ②入所申込書兼保育児童台帳(1枚/人) ③家庭状況調査書(1枚/人) ※注1 ④保育の必要性を証明する書類 ※注1,2 ※認定こども園の幼稚園部門への入園を希望する場合は④の提出は不要です。
白江こども園			
大東こども園	3歳以上		
オリーブの木			
くるみの木			
すぎのここども園			
りのひら			
天泉こども園	0～2歳		
小規模保育施設			
上記以外の場合	0～5歳		

※注1 2人目以降の申し込みを同時に行う場合は、③・④をご自身でコピーのうえ、提出ください。

※注2 保育の必要性を証明する書類は、保護者分各1枚必要となります。なお、70歳未満の同居する祖父母がいる場合は、祖父母分も必要となります(別世帯であっても同住所であれば必要)。

離婚協議中の場合は、協議中であることを証明する公的証明書がない限り、提出書類の省略はできません。

②継続利用の場合

施設別申込先			
施設種別	年齢 (令和4年4月1日時点)	申込先	必要書類
公立保育所 公立認定こども園 私立保育園 私立認定こども園 小規模保育施設	0~5歳 ※小規模は0~2歳	各施設	①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届(1枚/人) ②入所申込書兼保育児童台帳(1枚/人) ③家庭状況調査書(1枚/人) ※注1 ④保育の必要性を証明する書類 ※注1,2 ※認定こども園の幼稚園部門の方は④の提出は不要です。
市外の認可保育施設	0~5歳	こども課	①教育・保育給付認定申請書(1枚/人) ②入所申込書兼保育児童台帳(1枚/人) ③家庭状況調査書(1枚/人) ※注1 ④保育の必要性を証明する書類 ※注1,2 ※認定こども園の幼稚園部門の方は④の提出は不要です。

※注1 2人目以降の申し込みを同時に行う場合は、③・④をご自身でコピーのうえ、提出ください。

※注2 保育の必要性を証明する書類は、保護者分各1枚必要となります。なお、70歳未満の同居する祖父母がいる場合は、祖父母分も必要となります(別世帯であっても同住所であれば必要)。

離婚協議中の場合は、協議中であることを証明する公的証明書がない限り、提出書類の省略はできません。

【窓口を持参するもの】

持参するもの
①印章(認め印可)
②申込者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど)
③申込者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)
④委任状(別世帯の方が代理人として申し込みをする場合のみ)

育休からの復職により入所を希望する場合について

育休からの復職により入所を希望する場合、入所日は復職予定月の1日からとなり、入所月の月末までに復職をすることが条件となります(例:6月10日復職予定⇒申し込みできるのは6月1日入所から)。

入所決定または入所後に、育休期間を延長した場合は、決定の取り消しまたは退園となることがあります。

なお、令和4年4月1日の入所申し込みができる方は、育休終了予定日が令和4年4月30日までの方のみとなりますので、ご注意ください。

※慣らし保育は入所後から開始となります。入所前に利用することはできません。

※保育時間は当該月1日の状況により決定されますので、月途中で復職した場合であっても、月途中の保育時間の変更はできません。

※復職に伴う保育時間の変更を希望する場合は、支給認定変更届の提出が必要です(変更希望月の前月20日までに提出)。

<申し込みから決定までの流れについて>

入所申込書配布開始 令和3年9月24日(金)
【配布場所】こども課・各保育所(園)・こども園

入所申込受付期間 令和3年10月1日(金)～10月29日(金) ※土・日を除く

- ◎期間内に提出がない場合、優先順位が低くなります。期限は厳守ください。
- ◎書類に不備・不足があった際は受付できませんので、提出前に必ず書類をご確認ください。
- ◎離婚協議中の場合は、協議中であることを証明する公的書類がない限り、提出書類の省略はできません。
- ◎現在育休中で、新年度入所申し込みが可能の方は、育休終了予定日が令和4年4月30日までの方のみです(令和4年5月1日以降に復職予定の方は、年度途中の入所申し込みとなります)。

こども課での審査

※保育の必要性を点数化し、点数の高い方から、入所の優先順位を決定します。申し込み順ではありません。

入所(園)決定通知書発送
令和4年2月初旬頃

入所(園)保留通知書発送
令和4年2月初旬頃

各保育所(園)・こども園での説明会

入所(園) 令和4年4月1日
※入園式の日に関わらず1日から利用可能

慣らし保育は令和4年4月1日より開始となります。それ以前の利用はできません。

<慣らし保育とは>

お子さんが新しい環境に慣れるために、一定の準備期間を通して少しずつ保育施設に通うことです。慣らし保育の時間や期間については、各施設で異なるため、各施設へお問い合わせください。

！ 必ず連絡をお願いします ！

- ◎申し込み内容に変更があった場合や入所申し込みを取り下げる場合
(例)就職が決まった、仕事を辞めた、職場が変わった、勤務時間が変わった
家族構成に変更があった、住所が変わった など

- ◎入所決定後に入所を取りやめる場合

※申し込み内容の変更については、保育料や保育時間にも影響しますので、必ずご連絡をお願いします。

**速やかにこども課(88-8124)
までご連絡ください。**

本冊子を必ずご一読いただき、注意事項などをご理解のうえ、入所申し込みをお願いします。

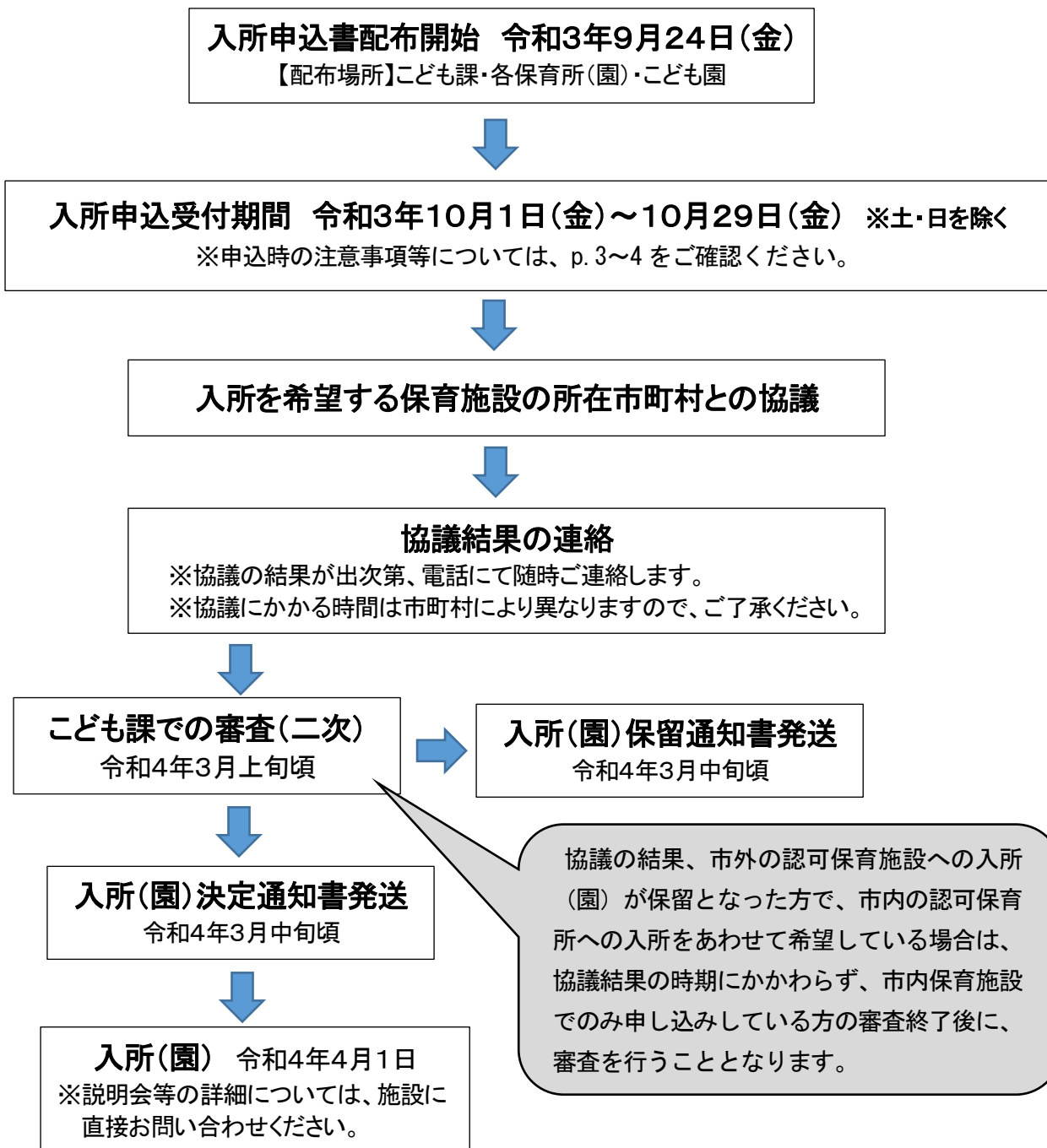


●市外の保育施設の利用(広域入所)を希望する場合について

須賀川市内にお住まいの方で、①保護者の勤務地が市外 ②妊娠・出産、疾病、介護などの理由がある場合は、市外認可保育施設の利用を希望することができます。希望する場合は、須賀川市にお申し込みください。自治体間での入所調整を行うため、審査結果が出るまでに時間がかかることから、期限にかかわらず、早めの申し込みをお願いします。

なお、**第1～第3希望までのいずれかに、市外の保育施設を希望する場合は、希望順にかかわらず、市外の保育施設の審査結果が判明した後で、市内保育施設の入所調整を行います。**

<申し込みから決定までの流れについて(広域入所の場合)>



◎市外にお住まいの方が、須賀川市の認可保育施設への入所を希望する場合は、現在お住まいの市町村へ申し込みを行ってください。

◎須賀川市へ転入予定の方が、転入前に市内の認可保育施設への入所を希望する場合は、誓約書などが別途必要となります。詳しくはこども課へお問い合わせください。

●年度途中の入所申し込みについて

年度途中の入所申し込みについては、随時受け付けています。年度途中に入所を希望する場合は、遅くとも**入所を希望する2か月前の10日までに申し込みを行ってください。10日を過ぎた場合は、3か月後からの入所申し込みとなります。**なお、**入所決定後の施設利用は入所月の1日から**となります。

(例)10月1日入所希望の場合⇒8月10日までに申し込み

8月11日以降の申し込みは11月1日入所(最短)

◎入所の可否のご連絡は、**入所希望月の前月中旬頃**です。

●保育料について

保育料は、お子さんの年齢(4月1日時点)及び保護者(父母など)の住民税額により決定します。ただし、家計の中心となる方が保護者以外の場合は、その方の税額も加算されます。

※離婚協議中の場合、協議中であることを証明する公的書類がない限り、相手方も保育料の算定対象となります。

<令和4年度の保育料の算定方法>

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和3年度の住民税額に基づく保育料	令和4年度の住民税額に基づく保育料
-------------------	-------------------

令和3年度の住民税…令和2年1月1日から令和2年12月31日までの収入で算定

令和4年度の住民税…令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入で算定

<保育料の確定にあたって>

- ◎住民税は1月1日時点で住民登録がある市町村で課税されます。令和3年1月2日以降に転入された方の税情報については、マイナンバーによる自治体間情報連携により取得し、保育料を算定します。
- ◎未申告などにより、住民税が確定していない場合は、前年度の住民税の額を参考に、暫定的に保育料を決定します。申告が終了しましたら、こども課へご連絡をお願いします。
- ◎ひとり親家庭や在宅障がい児(者)がいる世帯については、保育料が軽減されることがあります。
- ◎入所中に、保護者の婚姻や離婚、祖父母との同居・別居などにより、世帯状況が変わった場合、保育料が変更となることがあります。
- ◎同じ世帯から2人以上が保育施設に入所し、2人目以降の児童が市内の認可保育施設に入所される場合は、保育料の減免対象となる場合がありますので、申請書に必ずきょうだいの情報を記入してください。

児童の区分	保育料の額
1人目	全額
2人目	半額
3人目以降	無料

- ◎自治体間情報連携により税情報が取得できなかった場合、令和3年度の課税証明書(令和3年1月1日時点でお住まいの市町村で発行)の提出をお願いすることがあります。
- ◎住民税の額に変更があった場合、変更時点までさかのぼって保育料を更正します。場合により、保育料を追加徴収することがありますので、ご了承ください。
- ◎**保育料は口座振替となりますので、入所決定後、速やかに口座振替申請をお願いします。**
- ◎長期で欠席された場合であっても、保育料は減額・返還はしません(国制度に基づく自治体要請による休園措置等を除く)。
- ◎納期限までに保育料が納付されない場合、**督促状などの発送**のほか、法律に基づき**児童手当からの「特別徴収」や「滞納処分」**を行うことがあります。

●給食について

市内すべての認可保育所(園)・こども園は、完全給食となっています(一部を除く)。

◎公立保育所・こども園の場合

年齢(4月1日時点)	区分	給食の種類	
0歳児	3号	離乳食	
1・2歳児			主食と副食、おやつ(午前・午後)
3・4・5歳児	2号	完全給食	主食と副食、おやつ(午後のみ)
白江・白方3歳児、大東3歳児以上			
白江・白方4歳児以上、大東3歳児以上	1号		

※主食:ごはん、副食:おかず・牛乳など

※食物アレルギーがある場合は、事前に施設へご相談ください。

須賀川市独自で給食費を無償化しています(上限額あり)

市内在住で保育施設を利用している3歳から5歳児(4月1日時点)の給食費を無償化しています(居住の実態が市外にある場合を除く)。

施設の種類の種類	給付・免除の上限額	手続き方法
保育所(認可外を含む) 認定こども園 事業所内保育施設	月額 5,300 円 (主食費 800 円、副食費 4,500 円)	利用施設により申請・請求方法が異なりますので、施設にご確認ください
幼稚園	月額 8,000 円	

※年度途中で満3歳となる児童は、給食費無償化の対象とはなりません。

●授業料・保育料などの無償化について

令和元年10月より3歳から5歳児(4月1日時点)の保育料などが無償化されました(一部上限あり)。無償化の対象となるためには、利用する保育施設により、認定を受ける手続きが別途必要となる場合があります。

なお、保護者会費やアルバム代、教材費、延長保育料などは無償化の対象には含まれません。

利用施設	対象児童	保育の必要性	必要な給付認定	無償化月上限額	入所申込以外の手続き
新制度幼稚園及び認定こども園(教育部門)	3~5歳	なし	1号認定	なし	不要
		あり	1号+新2号	授業料:なし 預かり保育料:11,300円	必要 ※預かり保育料の無償化を希望する場合のみ
なし		新1号	授業料:25,700円	必要	
あり		新2号	授業料:25,700円 預かり保育料:11,300円		
認可外保育施設(事業所内保育施設含む)		あり	新2号	保育料:37,000円	
認可保育所及び認定こども園(保育部門)			2号	なし	不要

※非課税世帯で保育の必要性のある0~2歳児も無償化の対象となります。

※無償化月上限額を超過した場合、超過分については保護者負担となります。



保育施設の利用にあたってのお願い

◎市外へ転出した場合、転出した月の月末付けで退園となります。転出後も引き続き現在の保育施設の利用を希望する場合は、転出先の市町村に入所申し込みをする必要がありますので、忘れずに申し込みをお願いします。なお、市内の保育施設は市民が優先となりますので、施設の継続利用は確約できません。

◎保育施設は、就労などで家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。ご両親のどちらかがお休みの日や家庭で保育が可能な日については、家庭内保育のご協力をお願いします。

⇒認定された保育必要量をフルに利用できるわけではありません。保育施設は、原則として認定された事由(就労、求職活動など)以外では利用できません。認定された事由以外で保育施設の利用を希望する際は、事前に施設へご相談ください。

(例)認定事由が就労の場合・・・利用時間の原則は「就労時間＋通勤時間」

0～2歳のお子さんは、親子のふれあいや家庭での生活を通じて心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。

お仕事などがお休みの日は、可能な限り親子で過ごす時間を大切にしましょう。

保育に関する費用の大部分は、市の税金により賄われています。各ご家庭で様々な事情があるかと思いますが、保育施設の安定的な運営と保育の質の向上・充実のため、ご理解と可能な限りのご協力をよろしくをお願いします。

●問い合わせ先●

須賀川市教育委員会事務局こども課保育幼稚園係

☎0248-88-8124

※入所申し込みや制度の詳細など、よくある質問については市HPにも掲載してあります。

※保育の内容などについては各施設へ直接お問い合わせください。



◎提出していただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱っています。

◎お子さんの適切な発達支援のため、提出いただいた内容を市保健師や入所施設へ情報提供させていただく場合がありますので、ご了承ください。

◎お子さんの継続的な発達支援のために、乳幼児健診等の受診結果などを照会したり、保育施設での生活状況等の情報を学校等へ提供したりする場合がありますので、ご了承ください。

